

令和2年5月7日

教員（非常勤講師を含む）各位

副学長（教育担当）宮下 俊也

### 非対面授業における実施上の留意点

非対面授業実施時における留意点を以下に記します。これらが順守されないと、セキュリティに関する重大インシデントや、著作権や肖像権等プライバシーなど他者の権利を不当に侵害する恐れがあります。つきましては、各授業内で下記の点に十分留意いただき、受講生に対しても周知するようにしてください。

1. 授業で利用するPCのOS、ソフトウェアを最新にすること。
2. 外部サービスで大学のメールアドレスを利用登録する際には、パスワードは別の異なるものを用いること。
3. 授業において他者の著作物を利用する際には、「授業目的公衆送信補償金制度」に基づく改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）を遵守すること。<https://sartras.or.jp/>
4. 学生に対しては以下の留意事項を示している。各授業においても周知徹底を図ること。
  - 非対面授業で配布された資料（動画・音声ファイルを含む）等を、授業担当教員の許可無く再配布しないこと。
  - 授業担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開しないこと。
  - ビデオ会議を用いた非対面授業の様子を出席者の許可なく写真などに記録し、それをSNSなどで共有しないこと。
5. 学生がカメラをオフにすることを希望する場合には、その意思を尊重すること。なお、カメラをオンにして自室等が映らないことを希望する学生については、設定により背景をぼやかしたり、別の背景に変更したりすることができるので、必要に応じて指示すること。
6. ビデオ会議を利用した非対面授業においては、第三者による妨害等が発生しないようにあらかじめ設定方法等を確認しておくこと。

以上